

第一回 AI 事業者ガイドライン 検討会
公開等について

1. 無記名の議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
2. 配布資料は、原則として公開する。
ただし、ガイドライン案等の検討途中の文書については、「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第 5 条 第 5 号）として扱い、非公開とする。
3. 個別の事情に応じて資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。